

2021年6月15日

各位

会社名：NCホールディングス株式会社
代表者名：代表取締役社長 梶原 浩規
(コード：6236 東証第一部)
問合せ先：管理本部長 村田 秀和
電話番号：03-6859-4611

TCSホールディングス株式会社の公開に係る

「NCホールディングス株式会社に関する検査役選任についてのお知らせ」に対する当社の見解

当社は、2021年6月10日、「株主提案者により申し立てられた業務執行検査役選任申立事件の取下げに関するお知らせ」を公表し、TCSホールディングス株式会社（以下「TCSホールディングス」といいます。）及び豊栄実業株式会社（以下、総称して「TCSら」といいます。）が、自ら申し立てた業務執行検査役選任事件を取り下げたことをお知らせいたしました。これに対して、TCSは、2021年6月11日、「NCホールディングス株式会社に関する検査役選任についてのお知らせ」と題する文書（以下「TCS文書」といいます。）を公開しております。

TCS文書において、TCSホールディングスは、2021年6月9日に業務執行検査役選任の申立てを取り下げたのは、2021年6月3日に株主総会検査役の選任決定が行われたからであって、取り下げは事実上の「敗北宣言」ではない旨弁解しております。

しかしながら、TCS文書におけるTCSホールディングスの主張は、株主総会検査役と業務執行検査役が全く異なる制度であることを理解していないか、または、株主総会検査役と業務執行検査役が代替可能であると皆様を誤導する意図で作成されたものですので、本書において、TCS文書の誤りについてお知らせいたします。

1. 株主総会検査役と業務執行検査役は全く別の制度であること

株主総会検査役（会社法306条）は、株式会社又は株主の申立てに基づき、株主総会に係る招集の手續及び決議の方法に関して必要な調査を行い、当該調査の結果を裁判所に報告することを任務とします。

これに対し、業務執行検査役（会社法358条）は、取締役の業務執行に関して不正の行為又は重大な法令・定款違反の事実があることを疑うに足りる事由が存する場合に、株主の要求により、会社の業務及び財産の状況を調査するものです。

このように、株主総会検査役と業務執行検査役とは、調査対象や選任要件である取締役の不正の行為又は重大な法令・定款違反の要否が異なり、株主総会検査役が選任されたからといって、業務執行検査役選任の目的が達せられるものではありません。

本件において、株主総会検査役（会社法306条）については、2021年5月18日、当社が東京地方裁判所に対して選任申立てを行い、その1週間後である2021年5月25日、TCSらにより同様の申立てが行われました。これを受けて、2021年6月3日、株主総会検査役が選任されました。

これに対し、本件における業務執行検査役（会社法 358 条）については、2021 年 4 月 27 日に T C S らが選任申立てを行ったものです。これについては、2 回の審問期日の後、裁判所から決定が下される見込みでしたが、自らに不利な決定が下されることを恐れた T C S らの取り下げにより終了しました。詳細につきましては、当社が 2021 年 6 月 10 日に公表した「株主提案者により申し立てられた業務執行検査役選任申立事件の取下げに関するお知らせ」をご参照ください。

2. T C S らによる申立ての取下げは事実上の「敗北宣言」であること

上記 1 のとおり、その制度趣旨に鑑みれば、株主総会検査役（会社法 306 条）と、業務執行検査役（会社法 358 条）が全く異なる制度であることは明白です。「別途総会検査役の選任がされたために、申立ての取り下げをした」との T C S 文書の主張は、業務執行検査役と株主総会検査役が代替可能であるかのような誤った前提のもととなされており、極めて不正確です。T C S ホールディングスは、両制度が代替可能であるかのような表現を用いることで、事実上の「敗北宣言」であった業務執行検査役の取り下げを隠蔽しようとしているものと当社は考えております。

実際に、業務執行検査役選任申立てをした T C S らは、2021 年 6 月 3 日に総会検査役選任決定がされた後、2021 年 6 月 4 日に、業務執行検査役選任申立事件において、裁判所に対して 8 通目の主張書面を提出しています。真に「別途総会検査役の選任がされたために、申立ての取り下げをした」のであれば、総会検査役選任決定が出されたことにより目的を達成しているのであり、その後、業務執行検査役選任申立事件において主張書面を提出する必要はありません。株主総会検査役が選任されたとしても、別途、業務執行検査役選任が必要だと T C S ら自身も認識していたからこそ、株主総会検査役選任決定後もなお主張書面を提出したものです。したがって、「別途総会検査役の選任がされたために、申立ての取り下げをした」との T C S 文書の弁解は、虚偽と言わざるを得ません。

また、業務執行検査役選任申立事件は、既に審理に熟した状態にあり、2021 年 6 月 17 日頃に決定が下される予定でした。すなわち、当事者が新たな主張をする段階ではなく、裁判所の決定を待つだけの段階になっていましたので、「業務執行検査役の独自の必要性が低下した」からといって、業務執行検査役選任申立事件をあえて取り下げる必要もありません。

このような状況下において行われた業務執行検査役選任の申立ての取下げは、T C S らが自らに不利な決定が下されることを避けた事実上の「敗北宣言」であることは明らかです。皆様におかれましては、T C S 文書における弁解に誤導されませんよう、ご注意のほど宜しく願い申し上げます。

以上